

宮城県広域化予防接種事業実施要綱（案）

1 目的

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づき市町村長が実施する予防接種について、各市町村地域内における予防接種体制の充実・強化を図りながら、特別な事情を有する者にあつては、予防接種対象者が住所を有する市町村外（以下「住所地市町村外」という。）の医療機関においても円滑に接種を受けることができる広域化予防接種を各市町村及び宮城県医師会等の連携の下に実施し、予防接種の機会の拡大と地域住民の健康の増進に寄与することを目的とする。

2 事業の名称

宮城県広域化予防接種事業（以下「広域化事業」という。）

3 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間とし、高齢者インフルエンザは令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間、高齢者コロナウイルスワクチンは令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間で各市町村が定める期間とする。

4 対象者

広域化事業の対象者は次のとおりとする。

- (1) かかりつけ医が住所地市町村外にいる者。
- (2) 重症心疾患児，低出生体重児，先天性免疫不全児等で主治医が住所地市町村外にいる者。
- (3) 母親の出産等に伴い、住所地市町村外に長期間滞在している者。
- (4) 住所地市町村外の施設等に入所している者。
- (5) 市町村が定めた接種期日に予防接種が受けられず、市町村の次の予防接種期日まで期間があり、法で定められた期間に予防接種を受けることができない者。

5 対象予防接種

- (1) ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ
- (2) ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- (3) ジフテリア・百日せき・破傷風
- (4) ジフテリア・破傷風
- (5) 麻しん・風しん
- (6) 麻しん
- (7) 風しん
- (8) 日本脳炎

- (9) 不活化ポリオ
- (10) 子宮頸がん予防
- (11) ヒブ
- (12) 小児用肺炎球菌
- (13) 水痘
- (14) B型肝炎
- (15) ロタウイルス
- (16) BCG
- (17) 高齢者インフルエンザ
- (18) 高齢者肺炎球菌（定期接種：県内全市町村、任意接種：気仙沼市、白石市）
- (19) 高齢者コロナウイルス

6 実施内容

(1) 契約

広域化事業に参加する市町村は、宮城県医師会と広域化予防接種業務委託契約を締結するものとする。

(2) 委任契約

広域化事業に協力しようとする予防接種実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）の開設者又は管理者は、宮城県医師会長に対し、各市町村との予防接種に関する契約の締結を委任する。宮城県医師会長は、実施医療機関の代理人として各市町村長と契約を締結するものとする。

(3) 実施医療機関の選定

実施医療機関は、郡市医師会の推薦により、宮城県医師会が指定する。

指定された実施医療機関は、「宮城県広域化予防接種事業実施医療機関（新規・継続）申込書（以下「申込書」という。）（様式2）」を宮城県医師会へ提出する。

宮城県医師会は、申込書を取りまとめ、宮城県広域化予防接種事業実施医療機関名簿を作成して郡市医師会、市町村及び宮城県に提出する。

なお、各市町村及び宮城県は、広報等により、実施医療機関を住民に知らせるものとする。

(4) 実施依頼書の提出

各市町村長は、広域化事業を実施するに当たり、宮城県医師会長に宮城県広域化予防接種事業実施依頼書（様式1）を提出するものとする。

(5) 接種の手続

実施医療機関は、健康保険証等に基づき、住所等所要事項を確認の上接種を行うものとする。

(6) 料 金

- ① 予防接種委託料金は、住所を有する市町村の料金とする。
- ② 予防接種を中止した場合の予診料は、各市町村の定めた予診料とする。
- ③ 市町村が自己負担金を設けている場合には、実施医療機関は市町村の定めた自己負担金を徴収する。

(7) ワクチン

ワクチンは、実施医療機関で用意するものとし、ワクチンを製造する製造会社は特定しない。

(8) 予診票

予診票（問診票）は、各市町村が発行しているものを使用する。

7 事務手続き

広域化事業を実施した医療機関は、市町村毎に個別予防接種実施報告書（様式 3）を作成し、予診票（問診票）を添えて宮城県医師会に送付する。宮城県医師会は、内容を審査の上、各市町村に対し予診票を添えて料金を請求する。請求を受けた市町村は、宮城県医師会に対して一括して料金を支払い、実施医療機関に実績に応じた金額を支払うこととする。

8 健康被害の対応

実施医療機関は、予防接種後の健康被害を確認した場合、当該市町村へ報告するものとする。被害者への救済措置は、法に基づき住所地市町村が行う。

9 個人情報保護

広域化事業の実施にあたり、従事する関係者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その取扱に注意するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、広域化事業の実施に関し必要な事項は、各市町村と宮城県医師会との協議において別に定める。

(様式2)

宮城県広域化予防接種事業実施医療機関（新規・継続）申込書

令和 年 月 日

宮城県医師会長 殿

医療機関・施設名

病・院長又は施設長名

所在地 〒

TEL ()

事務担当者名

宮城県広域化予防接種事業実施医療機関として申込みいたします。

○継続される医療機関は下記の何れかに○印をお願いいたします。

変更有 (予防接種種類 ・ 振込先 ・ 両方) ・ 変更無

※変更無の場合は
下記への記入は不要です。

○新規または前年度から変更がある場合のみ、下記1.及び2.をご記入ください。

記

1. 実施する予防接種の種類 ※前年度より変更がある場合のみ記入をお願いします。

(※実施を希望しない予防接種については二本線で抹消のこと)

- ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ (五種混合)
- ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ (四種混合)
- ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合)
- ジフテリア・破傷風 (二種混合)
- 麻疹風しん混合 (小児対象)
- 麻疹 (小児対象)
- 風しん (小児対象)
- 日本脳炎
- 不活化ポリオ
- 子宮頸がん予防
- ヒブ
- 小児用肺炎球菌
- 水痘
- B型肝炎
- ロタウイルス
- BCG
- 高齢者インフルエンザ
- 高齢者肺炎球菌
- 高齢者コロナウイルス

2. 振込先 ※前年度より変更がある場合のみ記入をお願いします。

銀行名

支店

口座番号

普通 ・ 当座

No.

口座名義 (フリガナ)

(様式1)

令和7年度宮城県広域化予防接種事業実施依頼書

令和 年 月 日

宮城県医師会長 殿

貴医師会指定の宮城県広域化予防接種事業実施医療機関が宮城県広域化

予防接種事業実施要綱及び予防接種法に基づき、 の住民に対して

予防接種を行うことを依頼いたします。

市町村長名

印

市町村住所

TEL ()

宮城県医師会会長 殿

医療機関・施設名
科・院長又は施設長名
担当医師名
医療機関・施設所在地
電話番号
保健医療機関番号または
介護保険事業所番号
インボイス登録番号

⑤
⑥

()

下記のとおり令和 年 月 分の個別予防接種を実施したので、報告いたします。

種別	件数 (件)	種別	件数 (件)	種別	件数 (件)
ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	子宮頸がん 予防	初回 (2価・4価) 1回目 2回目 3回目	ヒブ	初回 (9価) 1回目 2回目 3回目
ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	小児用 肺炎球菌	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	小児用 肺炎球菌 (15価) 夏輝・山元のみ	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加
ジフテリア 百日せき 破傷風	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	麻疹 風しん	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	水痘	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加
麻疹 風しん	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	風しん 風しん混合	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	B型肝炎	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加
日本脳炎	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	乳幼児 原小生	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	ロタウイルス	1歳 (ロタリブタス) 1回目 2回目 2歳 (ロタソファク) 1回目 2回目 3回目
不活化 ポリオ	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加	BCGワクチン	初 1回目 回 2回目 回 3回目 追加		

種別	件数 (件)	種別	件数 (件)	種別	件数 (件)
高齢者 イ 10/1~1/31	一般 (自己負担徴収者) 生活保護受給者等の自己負担免除対象者	色味・加美町の生保のみ記載 一般 (自己負担徴収者) 生活保護受給者等の自己負担免除対象者	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	総件数 (件)	件 件 件 件 件 件
高齢者 肺炎球菌	一般 (自己負担徴収者) 生活保護受給者等の自己負担免除対象者	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	総件数 (件)	件 件 件 件 件 件
高齢者 コロナウイルス	一般 (自己負担徴収者) 生活保護受給者等の自己負担免除対象者	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	総件数 (件)	件 件 件 件 件 件
乳幼児 乳幼児以上 (高齢者を除く)	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	総件数 (件)	件 件 件 件 件 件
高齢者 子診料 (子診のみ 混合記載)	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	定期接種 定期接種 定期接種 定期接種	総件数 (件)	件 件 件 件 件 件
合計				合計	件